山口県社会的養育推進計画(素案)に対する意見の募集結果 について

山口県では、「子どもの権利保障」と「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現するため、現行の「家庭的養護の推進に向けた山口県推進計画(2015年度~2029年度)」を改定し、「山口県社会的養育推進計画」を策定しましたので、公表します。

また、計画の策定に当たり、計画案に対して実施したパブリック・コメント(県民意見の募集)の結果について、併せて公表します。

A^N

1 公表する資料

- (1)山口県社会的養育推進計画(概要)
- (2) 山口県社会的養育推進計画(全文)

2 提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

- (1) 意見の募集期間
 - 令和元年12月23日(月)から令和2年1月22日(水)
- (2) 意見の件数
 - 3人 29件
- (3) 意見の内容と県の考え方

【施策の内容等に関するもの】 (12件)

■ // UE >		
番号	意 見 の 内 容	意見に対する県の考え方
	フォスタリング機関職員が、各児童相	いただいたご意見を踏まえ、フォスタ
	談所の里親養育支援児童福祉司や非常勤	リング機関と児童相談所の連携の強化に
1	の里親推進の職員等と連携を図る等機動	ついて追記しました。
	力をもった機関にして欲しい。	
	児童養護施設の児童を短期間家庭に受	今後の施策の参考とさせていただきま
	け入れる「すこやかホーム」には、虐待	す。
2	を受けていたり、発達障害等何らかの障	
	害がある児童が増えていることもあり、	
	研修等の機会があると良い。	
	ホームページで「すこやかホーム」の	ご意見を踏まえ、情報発信に努めてま
3	意義や募集等も掲載して欲しい。	いります。
	ホームページで、国からの通知等をぜ	効果的に情報発信ができるよう努めて
4	ひ発信し、正しい情報が早く得られるよ	まいります。
	うに計らっていただきたい。	
	「小規模化かつ地域分散化」は、児童	本計画では、子どもの最善の利益を実
	にとって安定した生活環境をつくること	現していくための取組を総合的に推進す
	を最優先で進めていただきたい。	ることとしています。
5		児童にとって安定した生活環境を最優
		先に「小規模化かつ地域分散化」を促進
		してまいります。

	保護者のニーズによる保護やリスクの	子どもや家庭にとって最適な対応とな
	低いケースでは 市町のショートステイ	るよう、一時保護の体制整備に努めてま
6	事業の拡充や養育里親の活用拡充等、ニ	いります。
	ーズに合わせた対応がとれるような体制	
	整備をお願いする。	
	一時保護の期間が長くなることが予測	常時弁護士による助言又は指導の下で
	できる事例 (虐待事案で親権者が法第	適切かつ円滑に行える体制を整備してま
7	27条に同意しない場合等)であれば、	いります。
	速やかに日常的に弁護士等に相談できる	
	ような体制を整備して欲しい。	
	権利擁護の取組の一つとして、当事者	今後の施策の参考とさせていただきま
	である子どもへのアンケートだけではな	す。
8	く、第三者機関による評価または、職員	
	・組織の自己評価を先行自治体等を参考	
	に検討して欲しい。	
	幼少時から退所までの間に、一貫した	いただいたご意見を踏まえ、学校や就
	考えの下、様々な支援をしていける体制	職支援専門機関との連携について追記し
9	づくりが必要であるため、教育・就職支	ました。
	援専門機関との連携について記載して欲	
	しい。	
	何らかの障害のある児童養護施設入所	関係機関との連携や情報共有について
	児童で障害福祉サービスの必要性がある	取り組んでまいります。
10	ケースは、関係機関等と連携をとり、情	
	報共有していただきたい。	
	総合支援学校の在籍児童は、高等部初	児童の意見を反映した支援の提供や方
	期から退所後のライフプランについて、	針決定に努めてまいります。
11	本人も含めた支援会議を開催する等積極	
	的な取組について、検討いただきたい。	
	同時に『「やまぐち子ども・子育て応	本計画は、社会的養育の推進を図るた
	援プラン」(素案)に対するパブリック	めに計画したものですが、「やまぐち子
	コメント(県民意見の募集)』も実施さ	ども・子育て応援プラン」は、子育て支
	れているが、どちらも「子育て」に関す	援・少子化対策全般についての総合計画
	る施策と考えますが、なぜ別々に計画を	であり、性格が異なります。
	設定するのか分かりにくい。	両計画の整合を図りながら、施策の効
12	施策の重複による二度手間の発生や、	果的な推進に努めます。
	関係施策を別々の計画で実施する弊害の	
	発生は無いか危惧する。	
	この2計画、あるいは他県行政内各計	
	画・プランとの関係性を明示し、各計画	
	が適切に運営される様な対応を御願いす	
	る。	

【表記等に関するもの】 (4件)

	年代表記が元号のみ、西暦のみが混在	ご意見を踏まえ、本文中に西暦・和暦
	している様に見受けられる。分かりやす	双方を併記しました。
1	 くするため西暦への統一または双方併記	-
	を御願いする。	
	所々掲載されております用語解説はあ	ご意見を踏まえて、解説語句を再精査
	りがたい。解説語句の精査再確認をお願	しました。
	いする。	
2	パブリック・コメント/県民意見募集の	
	資料には何らかの形での 用語解説の掲	
	載を必須とする対応をお願いする。	
	2015 年以前に策定した「推進計画」に	山口県社会的養育推進計画策定委員会
	対して、議論を経て施策を修正・追加あ	の議論を踏まえ、本計画を取りまとめて
	るいは継続としたのが当「計画(案)」	おります。
3	のはずですが、その点が全く読み取れま	
	せん。上記内容の追加記述が必要と考え	
	ます。	
	各項目に提示された「指標」には、家	山口県社会的養育推進計画策定委員会
	庭的養護の推進に向けた山口県推進計画	の議論を踏まえ、新たな指標を設定して
	(2015 年度~2029 年度)」にも明示さ	います。
	れていた指標(の当時の実績値と目標	
	値)、今回追加した指標、今回削除した	
	指標があると思われるが、その点全く記	
	載がない。	
4	継続指標なのか追加指標なのかを明示	
	し、継続指標については 2015 年前後の	
	実績値と当時の 2029 年度目標値、目標	
	値変更の場合はその理由、新規指標につ	
	いては追加理由とわかるものについては	
	2015 年前後の実績値、削除指標について	
	は結果と削除理由の明示が必要と考えま	
	す。	

【パブリック・コメントの実施方法等に関するもの】(13件)

<u> </u>	ブリック・コメントの実施方法等に関	9 るもの】(T3件)
番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
	「指標」の表記がされているが、「現	本パブリック・コメントは、「山口県パ
	状値」と「中間年(目標)」「最終(目	ブリック・コメント制度実施要綱」に基づ
	標)」の提示だけでは、「目標」の値が	き実施しており、再度の意見募集は、予定
	適正か判断が困難である。	しておりません。
1	可能な限り過去からの数値推移(グラ	
	フ等)を明示しての目標提示、最低でも、	
	最終年度=10年後に対して同年数遡った	
	年次の実績値を明示し、その上で再度意	
	見募集実施をお願いする。	
	意見募集期間に年末年始も含めた上	本パブリック・コメントは、「山口県
	で、且つ意見募集期間が重なる意見募集	パブリック・コメント制度実施要綱」に
	計 9 案件実施(12/27 時点)の中で通常	基づき実施しております。
	と同様の1ヶ月の期間設定は意見公募の	意見募集の時期・期間については、各
2	体を成していないと考える。期間の延	々の計画等作成過程の中で決定しており、
	長、又は期間内意見を反映させた資料を	期間延長等は、予定しておりません。
	再提示の上での意見募集再実施を求め	
	る。	
	この時期(年末年始を含む時期)に意見	本パブリック・コメントは、「山口県
3	募集期間を設定した理由を明示願う。	パブリック・コメント制度実施要綱」に
	当時期パブリック・コメント/意見募	基づき実施しております。
	集実施理由への御返答が「県行政の進行	意見募集の時期・期間については、
	/スケジュールの関係」の場合、「この	各々の計画等作成過程の中で決定してい
	時期の意見募集設定・案件集中」は必須	ます。
	と言う事となる。パブリック・コメント	いただいたご意見は、今後のパブリッ
4	(県民意見募集)を適切に実施する為の	ク・コメントを実施する際の参考とさせ
	恒久的対策の実施(意見募集期間に年末年	ていただきます。
	始を含む場合・案件集中する場合は期間	
	延長必須、等)を御願いする。前述対応が	
	不可能ならば、その具体的理由を明示願	
	います。	
	「年末年始含む期間にパブリック・コ	
	メント/意見募集案件集中」に関しての	
	前述(期間の年末年始回避、案件集中回	
	避)の様な意見を、過去数年、複数回/	
	複数案件、意見募集期間に年末年始を含	
	んでいた各パブリック・コメント/県民	
5	意見募集に送付した。パブリック・コメ	
	ント/県民意見募集について県行政とし	
	て「年末年始含む期間の回避」「年末年	
	始含む場合の期間延長」「案件集中の回	
	避」「募集時期集中時の期間延長」等に	
	ついて何らかの対応がなされたかどうか	

	明示願う。	
	前述対応が無かった場合は、「なぜ県	
	 として対応をしなかったのか」、当時の	
	当該意見受取各部署に御確認の上で対応	
	 非実施の理由を明示願う。前述対応があ	
6	った場合、なぜ今回の当パブリック・コ	
	メント/県民意見募集で適切な対応(集	
	中回避・集中時期間延長等)が取られて	
	いないのか明示願う。	
	県行政では、1企業の申請に対して、	
	内規に定める期間を超過して「資料不	
	足」を理由に「資料再提出」を指示し、	
	数年単位の長期検討を実施した例があ	
7	る。「県民=主権者」からの「資料不足	
	又は期間不足による意見募集の期間延長	
	/再実施」の要請を断るのであれば、そ	
	の理由を明示願う。	
	今回の意見募集の広報・記事扱いが実	パブリック・コメントの実施の際は、
	際どの程度あったのか、後々「広報が十	記者配布を行い、県ホームページに掲載
	分なされたか」を判断する為にも、「県	するとともに、新聞広告(1月11日の
	のホームページ=県行政に関心又は用事	山口新聞)により広報に努めました。
8	の在る県民が参照する媒体」では無く、	
	一般県民が広く目にする新聞にどう広告	県広報誌は年4回の発行となってお
	掲載した/記事掲載されたのか、『具体	り、原稿を入稿する時期との兼ね合いか
	的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願	ら、主に速報性のある県ホームページや
	5.	新聞広告等を活用した広報に努めていま ,
	今回の案件を含め、県広報誌や「山口	す。
	県からのお知らせ」に個々のパブリッ	
9	ク・コメント/県民意見募集について	限られた予算の中、いかに効果的に広
	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	報を行うか、今後とも検討してまいりま
	集全般に関する記事が殆ど掲載されてい	† 。
	ない理由を明示願う。	-
	前述各意見に対する御返答と、意見送 付県民数・意見数より、今回の当該パブ	
	1	
10	リック・コメント/ 県氏息兄券集につい ての広報が十分になされたかどうか、御	
	判断御明示願う。	
	パブリック・コメント/県民意見募集	
	の期間が1か月なのに対して、県広報紙	
	発行が 2-3 か月間隔と言うのは、県の広	
11	報手段として不適切な発行期間と感じ	
	る。県広報紙発行頻度の見直しをお願い	
	する。	
1.0	リケン。 県民からの意見募集の他に、住民・関	関係児童福祉施設、社会福祉協議会、
12	一	

	係者・専門家・各自治体からの直接の意	医療、法曹、市町、学識経験者等で構成
	見聞き取り等の実施を御願いする。	する「山口県社会的養育推進計画策定委
		員会」を通じ、様々な分野で活躍されて
		いる県民の皆様や自治体からいただいた
		ご意見を最終案に反映させています。
	目次には「資料 児童養護施設の入所	計画内に記載しない部分が目次に記載
	児童等に対するアンケート調査結果集計	されていましたので削除しました。再度
	28 」とありましたが、県ホームペー	の意見募集は、予定しておりません。
	ジの『「山口県社会的養育推進計画」	
13	(素案) に対するパブリックコメント	
13	(県民意見の募集) について』のページ	
	には当該資料見当たりませんでした。当	
	該「計画 (素案) 」についての判断等困	
	難です。資料公開の上での再度意見募集	
	を実施願います。	